

市税の納付

納期限までに支払いを

市では、納期限までの税金の納付を推進しています。そのため、口座振替・コンビニ納付・クレジットカード納付・ペイジーの活用など納付の手段を増やし、利便性の向上に努めています。

また、納期限までに納めなかつた人に対しては、督促状や催告書を送付し、納付を促しています。

特別な事情は相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に税金を納期限までに納めることが困難な場合は、そのまま放置せず、必ず納期限内に納税課(☎20・1519)に相談してください。

日曜開庁日も相談を受け付けています。生活状況などを聞き取った上で、徴収を猶予する制度などもあります。

納期限を過ぎると、年8・9パーセント(納期限の翌日から1カ月を経過する日までは2・6パーセ

ント(平成31年の場合)の延滞金が発生します。

納税の相談もなく滞納が続く場合は財産調査を行い、預貯金や給与、不動産、生命保険などの財産を差し押さえる滞納処分を執行します。

※くわしくは納税課へ。

住宅用省エネルギー設備

設置に補助金を交付

市では、地球温暖化対策の推進を図るため、住宅用省エネルギー設備を設置した人や、設置された住宅を購入した人で、一定の要件を満たす場合に補助金を交付しています。

補助を受けるには、設備を設置した日または設備が設置された住宅を購入した日の翌日から起算して2年以内に申請が必要です。

対象設備と補助額(上限額)

- 太陽光発電システム…9万円
- 燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)…8万円
- 定置用リチウムイオン蓄電池…10万円
- 家庭用エネルギー管理システム(HEMS)機器…1万円
- 太陽熱利用システム…5万円(強制循環型のみ)

※くわしくは環境計画課(☎20・1533 ホームページ<https://www.city.narita.chiba.jp/ku-rashi/page11200.html>)へ。

危険コンクリートブロック塀

除却工事費補助金

市では、地震により倒壊の恐れのあるブロック塀などの除却に要する費用の一部を4月から助成します。補助対象となるブロック塀などの条件については、事前に建築住宅課(☎20・1564)に相談してください。

対象は道路に面した危険なブロック

塀などを所有する人(法人や団体を含む)

補助額は除却にかかった費用の2分の1以内(上限10万円) ※くわしくは建築住宅課へ。

国民年金保険料

産前産後の人は免除

4月から国民年金第1号被保険者を対象に、産前産後期間の保険料免除制度が始まります。

対象は国民年金第1号被保険者(農林漁業、自営業、学生、無職などで20歳以上60歳未満)で出産日が平成31年2月1日以降の人

免除期間

- 単胎の場合：出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間
- 多胎の場合：出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間

申請に必要な物(母子健康手帳など)、分かる物(母子健康手帳など)、年金手帳またはマイナンバーカード、本人確認ができる物

免除対象期間の例(単胎の場合)



(運転免許証や保険証など)、認め印(申請者本人が署名する場合は不要。なお、代理人が提出するときは、委任状が必要となる場合があります)

申し込み方法(保険年金課(市役所1階)または年金事務所)にある申請書に必要事項を書いて提出(出産予定日の6カ月前から提出できます)

※くわしくは保険年金課(☎20・1547)へ。

## 水道・下水道

### 使用開始・中止は 早めに連絡を

水道・下水道の使用開始・中止、使用者変更、口座振替の申し込みはヴェオリア・ジェネッツ(株)成田営業所(☎22・88880)に連絡してください。

同社ホームページでも使用開始・中止の申し込みを受け付けています。

ホームページ=https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06

携帯電話サイト=

https://www.jenets.jp/mobil/index.cgi?area=06



ニュータウン地区は県営水道のため、県水お客様センター(☎0



# 市長日誌

3月1日～15日

2日	都市計画道路ニュータウン中央線開通記念式典 地域包括ケア講演会
3日	北千葉道路(船形～押畑間)開通記念式典
4日	成田国際空港騒音対策委員会成田地区部会
5日	成田高校卒業式
7日	3月定例会議会閉会
9日	生涯大学院卒業式・修了式 障がい者福祉講演会「共生社会実現への道～東京2020パラリンピックに向けて～」
11日	全国災害物故者総供養会
12日	成田中学校卒業式 合同企業説明会inNARITA 成田ブランド推進会議
13日	なりたいきいき百歳体操市民大会in成田
14日	ふれあいるーむ21修了の会 根本名川土地改良区総代会 美郷台小学校卒業式
15日	環境保護活動に資する寄付の贈呈式(あいおいニッセイ同和損害保険株式会社)



関係者らと共に(2日)

570・001245)へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

### 雨水貯留施設設置費補助金

#### 購入前に申請を

市では、雨水貯留施設の普及を促進し、水資源の有効利用を図るため、施設を設置する人を対象に補助金を交付します。

申請は施設などの購入前に行ってください。

#### 対象設備と補助額

○小規模雨水貯留施設(雨どいから雨水を集水する構造で、容量100リットル以上の未使用品)  
の物)：設置費用の2分の1(上限3万円)

○浄化槽転用型雨水貯留施設(浄化槽を転用し、住宅の敷地内に降った雨水を貯留する物)：槽内清掃費を除く設置費用の2分の1(上限10万円)

申請期限 2020年3月15日

※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

### 骨髄等移植ドナー等助成金

#### 提供者や事業者に

市では、骨髄・末梢血幹細胞提供者(ドナー)の増加や、骨髄・末梢血幹細胞移植の推進を図るため助成金を交付しています。

#### 対象

○ドナー：市に住民記録があり、日本骨髄バンクで骨髄などの提供をした人  
○事業者：ドナーが勤務している

国内の事業所  
助成額

○ドナー：骨髄などの提供のために要した通院または入院1日につき2万円(1回の提供につき上限14万円)

○事業者：ドナー休暇1日につき1万円(ドナー1人につき上限7万円)

※くわしくは健康増進課(☎27・1111)へ。

### 不妊及び去勢手術費補助金

#### 飼い主のいない猫を対象に

市では、市内に生息する飼い主のいない猫の自然繁殖を抑制するため、飼い主のいない猫を正しく管理できる人に猫愛護員になってもらい、不妊または去勢手術をする場合に費用の一部を補助してします。

補助金の交付を受けるには、事前に手術する猫を登録する必要があります。必ず手術前に環境衛生課(☎20・1531)へ相談してください。

補助額 手術費の2分の1以内  
(不妊手術は1万円、去勢手術は6,000円が上限)

※くわしくは環境衛生課へ。

## なりた景観資産

### 新たに2カ所を登録

市では、市民の皆さんから推薦を募り、成田らしさを感じられ、良好な景観を望むことができる場所を「なりた景観資産」として登録しています。平成30年度に登録された場所は次の通りです。

○公津の杜近隣公園の景観  
○栗山近隣公園の景観

#### お気に入りの場所を募集中

市内で素晴らしい景観を望むことができる場所があったら、ぜひ推薦してください。

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)ホームページhttps://www.city.narita.chiba.jp/en/vironment/index0656.html)へ。



公津の杜近隣公園

経営所得安定対策

水田・畑作農家の皆さんへ

市では、経営所得安定対策の申請を受け付けています。申請書は各農家に直接送付します。

申請期限 6月28日(金)

申込場所 農政課(市役所4階)、

下総・大栄支所、成田市農協各支所、かとり農協各経済センター

※くわしくは、制度については農林水産省ホームページ(<http://www.maff.go.jp/>)、申請書の提出については農政課(☎20・1541)へ。

ドッグランの利用登録

4月1日から受け付け開始

広沼街区公園(ウイング土屋)にあるドッグランの、平成31年度の利用登録を開始します。

登録方法 ①ドッグラン利用登録申請書兼誓約書(愛犬のカラー写真4センチメートル×3センチメートル2枚添付)、印鑑、鑑札、平成31年度狂犬病予防注射済票を持って公園緑地課(市役



愛犬と一緒に遊ぼう

所5階)へ

※くわしくは公園緑地課(☎20・1562)へ。

土砂による土地の埋め立て

残土条例が適用されます

市では、土砂の搬入による埋め立て行為などを規制する「成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例」を定めています。

500平方メートル以上の埋め立てなどを行う場合は、条例に定める手続きが必要です。

なお、安全基準に適合しない土砂は利用できません。  
※くわしくは環境対策課(☎20・1532)へ。

水道料金の納付

口座振替が便利です

水道料金の支払いは、便利で確実な口座振替をお勧めします。利用する場合は、次のいずれかの方法で手続きしてください。

- 水道料金徴収事務委託先のヴェオリア・ジェネッツ(株)(☎22・8880)へ連絡し、送付される口座振替依頼書に必要事項を書いて返信用封筒で送付
- 通帳、金融機関の届け出印、お客さま番号が分かる水道料金の領収書などを持って市内の金融機関または郵便局へ

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)へ。

年金からの特別徴収

国民健康保険税と後期高齢者医療保険料

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料を年金から直接引き落とす特別徴収の4・6・8月の金額(仮徴収額)は、平成31年2月分と同額です。

10・12・2月の特別徴収額は7月下旬にお知らせします。

転入・転出・転居

住所が変わったら手続きを

引っ越しなどで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出にきた人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

市民課では、毎週日曜日各種

届け出を受け付けています。受け付けできる届け出の種類は問い合わせてください。

※くわしくは市民課(☎20・1525)へ。

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード(持っている人)、年金手帳(加入している人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証・年金手帳(いずれも加入している人)